

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年7月16日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年8月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年7月28日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西光寺地区